（別紙２）京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務に係る企画提案書および価格提案書作成要領

　本要領は、「京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務募集要領」に記載された、「京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務に係る企画提案書」（以下、企画提案書という。）および「価格提案書」の作成要領を記述したものである。

１　企画提案書および価格提案書の作成方法

　(1) 別紙１京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務に係る仕様書（以下、仕様書という。）に基づき、記載し提出すること。

(2) 用紙の大きさはＡ４判とすること。

(3) 企画提案書の内容をまとめた概要（Ａ４判５ページ以内）についても別途作成の上、提出すること。図表等については、Ａ３判の用紙をＡ４サイズに折り込むことも可とするが、ページ数は２ページと数える。

　(4) 企画提案に当たって、仕様書の記載内容において実現が困難な機能がある場合や、より効果的な手法等がある場合については、理由、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと。

　(5) 企画提案書は、ガバメントクラウドおよびネットワークの専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

２　企画提案書および価格提案書の記載内容

1. 所要経費の見積

　ア　所要経費の見積

別紙４「経費見積条件」を熟読したうえで、別紙様式１「価格提案書」により項目別の所要経費を記載すること。なお、必要な経費について過小に見積りをする、または必要な経費を算入しなかった等により、上記所要経費を上回る費用が生じた場合、やむを得ない事由が存在しない場合には、受託者負担となることがあるため、必ず適正な見積りを提出すること。

また別紙様式1-1~3「京都府及び府内市町村毎のガバメントクラウド接続サービスおよびガバメントクラウドネットワーク構築運用管理補助業務経費一覧」により、京都府及び府内市町村ごとの１団体毎で必要な１年間のランニング費用および初期経費を示すこと。

　　イ　所要経費内訳

所要経費見積りの根拠となった所要経費の明細を添付すること。

(3) 本業務への取組

　ア　業務実績

過去５年間において、ガバメントクラウドとして採用されているクラウドサービス（Amazon Web Service, Microsoft Azure, Oracle Cloud Infrastructure, Google Cloud Platform）のいずれかに接続する回線サービスを含むネットワーク構築および運用管理補助業務を行った実績について別紙様式3「業務実績書」に記載すること。

イ　実施体制

本業務を遂行するための進め方、構築時および運用保守時の体制及び配置予定の要員について、業務経験等を含めて企画提案書に記載すること。

本業務の遂行において、プロジェクト運営の品質等を確保するための公的資格、ネットワークスペシャリスト等ネットワークに関する資格、Amazon Web Service等ガバメントクラウドに選定されているクラウドサービスに関する資格を保有している場合は、別紙様式２の「技術者経歴書」に記載すること。

ウ　業務範囲

業務を行う範囲について明確に記載し、府内団体、協議会、事業者の役割分担を企画提案書に記載すること。

また府内団体および協議会にて別途行う作業および経費負担を減じる工夫について企画提案書に記載すること。

エ　実施内容およびスケジュール

仕様書の趣旨および業務内容を踏まえ、回線およびネットワーク、ネットワーク機器の構成図、遂行するための導入スケジュールについて、想定する作業項目や工程について協議会および府内団体と受託者ごとに役割を分けて、企画提案書に具体的に記載すること。

仕様書の記載内容において実現が困難な機能がある場合や、仕様書以外に含まれる独自の工夫など、より効果的な手法等がある場合については、理由、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと。

オ　価格体系

回線帯域や運用管理補助業務について利用する府内団体の実需に細かく対応できる価格体系を企画提案書および価格提案書に記載すること。

カ　帯域の拡張上限

拠点接続サービスにて府内団体が利用可能な通信帯域の合計の上限値について企画提案書に記載すること。

４　企画提案書等の提出

(1) 提出部数　　５部

(2) 提出場所　　〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

　　　　　　　　 京都府自治体情報化推進協議会開発局

京都府総合政策環境部情報政策課

電話：075-414-5761

(3) 提出期限 令和６年４月２５日（木）　午後５時

期限までに提出のない場合は、辞退したものとする。

(4) 提出方法 持参（平日の午前９時～午後５時まで）又

は郵送（書留郵便に限る。）

(5) その他 　 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

また、提出された企画提案書、関連書類等は返却しない。